

第3次京都市産業廃棄物処理指導計画 施策別取組状況

1 排出事業者に対する施策

施策 (太字は新規・充実施策)	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30 (2月末現在)	取組事項等	
① 排出事業者への指導を充実	立入指導件数	309件	211件	228件	258件	232件	268件	178件	87件	○処理業者を通じた小規模事業者への指導 ○事業系一般廃棄物担当と連携した指導 ○電子 manifests の一部義務化(2020.4～)の周知、指導
			「廃棄物の適正処理ガイドブック」作成	ガイドブックの配布・活用				改訂(4,000部)	改訂(4,000部)	
② 委託処理が適正にされていることを実地確認するよう啓発	立入指導時に排出事業者への随時啓発、講習会等への組み込み、産廃チェック制度への組み込みなど								○不適正処理の実例紹介など効果的な啓発	
③ リサイクル施設情報の提供	(3R支援センターが(公社)京都市産業廃棄物協会に委託し「産業廃棄物3R情報提供事業」を実施)								○3R支援センター、産廃協会との連携による取組	
④ 3Rや適正処理に積極的に取り組む排出事業者に対する認証制度の創設	優良認定件数			9件/申請12件 (運用開始)	23件/申請24件 (2年連続8件)	14件/申請15件 (3年連続7件)	24件/申請25件 (3年連続6件)	20件/申請20件 (3年連続0件)	24件/申請24件 (3年連続16件)	○制度の周知・普及の推進 ○申請要件の見直し検討
			「産廃処理・3R等優良事業場認定制度」(産廃チェック制度)の創設(25.3) ○24.6排出事業者に対するアンケート調査等	「環境フォーラムきょうと」において「認定証授与式」の実施等				平成27年度の3年連続認定事業者(7件)の表彰を実施	平成28年度の3年連続認定事業者(6件)の表彰を実施	
⑤ 建設リサイクル法の円滑な運用	立入件数	195件	156件	133件	145件	134件	157件	119件	72件	○再生品の活用促進
	再資源化等実施状況報告書	1,971件	1,836件	2,070件	1,557件	1,522件	2,339件	2,369件	1,681件	
⑥ PCB廃棄物の適正保管・適正処理の指導	立入件数	59件	29件	55件	50件	52件	55件	24件	27件	○適正保管の徹底 ○処理の促進と期限内の処理完了 ○未把握の機器や使用中の機器への対応 ○行政代執行を踏まえた指導・啓発
	保管状況等届出書	1,199件	1,004件	1,090件	992件	937件	828件	834件	803件	
⑦ 産業廃棄物保管用地の監視	保管用地の届出件数	16件	6件	1件	6件	1件	4件	0件	3件	○「自社物」以外の搬入防止 ○保管基準の遵守徹底
		○市内約110箇所の監視開始 ○法改正に伴う制度周知			○届出の指導(大岩街道周辺地域)					
⑧ 違反行為に対する厳正・迅速な対応(警察等との連携)	立入件数	189件	79件	110件	82件	104件	132件	95件	104件	○未然防止・拡大防止(監視、指導) ○関係機関と連携した指導
	大岩周辺地域立入件数	129件	45件	68件	42件	38件	10件	14件	8件	
	関係局と合同一斉立入(毎年5月)									
				○届出の指導(大岩街道周辺地域)	○無許可積替保管禁止の啓発					

2 処理業者に対する施策

施策 (太字は新規・充実施策)		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30 (2月末現在)	取組事項等
① 優良な処理業者の育成に向けた情報公開(排出事業者等への情報発信)の推進	優良認定事業者数	6社(12件)	10社(16件)	14社(23件)	17社(28件)	16社(28件)	15社(26件)	17社(28件)	17社(31件)	○排出事業者に向けた効果的な情報発信 ○3R支援センター,産廃協会との連携による取組 ○情報公表制度の在り方の検討
	情報公表制度報告数	(制度創設)	6件	7件	7件	7件	7件	7件	7件	
② 積替保管施設・処理施設への定期的な立入指導の実施	中間処理・積替保管施設への立入検査	80件/全83件(延べ100回)	61件/全83件(延べ110回)	54件/全87件(延べ102回)	58件/全89件(延べ67回)	87件/全87件(延べ120回)	89件/全89件(延べ110回)	23件/全90件(延べ28回)	36件/全90件(延べ41回)	○関係機関との連携による不適正処理の防止 ○施設の適正維持 ○職員の技能向上 <立入検査について> 平成27,28年度は,全ての施設に立入調査を行った。平成29年度以降は,その結果を踏まえ,指導の必要性が高い施設に重点的に立入検査を実施している。
	自己処理施設への立入検査	5件	3件	1件	4件	6件	3件	1件	1件	
	ダイオキシン類の行政検査	4件	4件	3件(停止・改善命令 1件)	3件	3件	2件	2件	2件	
	埋立処分場の水質検査	1件(ミニ処分場)	1件(ミニ処分場)	1件(ミニ処分場)	1件(ミニ処分場)	1件(ミニ処分場跡地)	1件(ミニ処分場跡地)	1件(ミニ処分場跡地)	1件(ミニ処分場跡地)	
	法に基づく定期検査	2件	2件	—	—	—	—	1件	1件	
③ 循環型社会ビジネスに対する振興支援	○「京の環境みらい創成事業」による助成(レアアース回収技術の開発など新規4件,23年度で新規採択終了)	((一社)京都府産業廃棄物3R支援センターが「京都府3R技術開発等支援補助事業」を実施)								○産業廃棄物の減量やリサイクル等に係る研究,技術開発,事業化等に対する支援・補助制度の把握・紹介 ○3R支援センターとの連携による取組
④ 公共関与による適正処理の確保	大阪湾圏域広域処理場整備事業(フェニックス)への参画(昭57~), (株)京都環境保全公社への府市協調支援(昭56~)									○最終処分場の安定確保
⑤ 公共工事におけるリサイクル資材の利用促進	京都市建設副産物対策協議会における情報交換など									○建設局等の関係部署との連携による促進
⑥ 違反行為に対する厳正・迅速な処分等 ※ 処理業許可,施設設置許可への処分	業許可取消処分件数	4件(他団体の取消に伴うもののみ)		4件 刑確定による欠格該当1件,他団体の取消に伴うもの3件	1件 委託基準・マニフェスト交付義務違反	1件 刑確定による欠格該当				※は同一の事業者(H27) ○未然防止 ○厳正・迅速な対応 ○関係機関との連携 ○他自治体との連携
	業許可停止処分件数			1件 電子マニフェスト虚偽報告		2件 電子マニフェスト虚偽報告,施設無許可設置※	1件 マニフェスト不交付受託			
	施設許可処分件数			停止・改善命令1件 基準超過		停止1件 施設無許可設置※				

3 市民に対する施策

施策 (太字は新規・充実施策)		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30 (2月末現在)	取組事項等
① 啓発や環境教育の効果的な実施	環境フォーラム きょうと	729名 10/30「みやこめっせ」 ○3R推進全国大会と併催 ○ブース展示のほか、 産廃処理をモチーフ としたゲームやキャラ クター(H23～)の 活用	1,287名 3/9「イオンモールkyoto」 ○人の流れのある商業 施設で開催(H24～) ○よしもと芸人との 「環境トークショ ー」(H24～)等を企 画	1,369名 3/8「イオンモールkyoto」 ○「産廃チェック制度」 の優良事業表彰式 も企画	1,376名 3/7「イオンモールkyoto」	930名 3/5「イオンモールkyoto」	1,225名 2/25「イオンモールkyoto」	963名 3/3「イオンモールkyoto」	892名 3/2「イオンモールkyoto」	○大人向けの企画などの 工夫 ○排出事業場との連携強 化 ○新たな啓発機会の確保
	さんばい 施設見学会	【小中学生】2回69名 【一般】2回54名 ○一般廃棄物の処理 施設を中心に行っ てきた「エコバス ツアー」の一環に 位置付け	【小中学生】2回51名 【一般】5回107名 ○一般向けのもの は、各行政区のエ コまちステーショ ン等による企画・ 実施も可能に	【小中学生】3回74名 【一般】6回106名 ○一般向けのもの全 て各エコまちステ ーション等が企 画・実施(H25～)	【小中学生】3回77名 【一般】10回251名	【小中学生】3回66名 【一般】3回59名	【小中学生】3回82名 【一般】6回88名	【小中学生】3回90名 【一般】8回121名	【小中学生】3回57名 【一般】2回26名	
	小中学生向け 啓発誌の刊行	小中学生の環境副読本 ○「産廃」に関する 記載状況を確認、 24年度版に意見反 映					いち、に、さんばい！ ○小中学生向けに作成 ○環境フォーラムきょうと で配布			
② 市民の安心・安全を確保するための情報公開と法的措置も含めた対応	岡田山撤去	○事業者による撤去 計画の検証等	○都市計画審議会の承認等(24.11) ○深草学区自治連 合会・事業者・本 市による三者協 定(24.12) ○京都市廃棄物処 理施設設置等検 討委員会設置要 綱の改正(24.6) ○法定事項以外 に、廃棄物が地 下にある土地の 形質の変更など に関しても意見 聴取	○「試験撤去」開始(25.6) ○事業者の施設設置完了(26.3) ○本市による立入調査、環境調査、交通 量調査等	○岡田山の「本格撤去」開始(26.7)	○撤去の監視	○撤去の監視 ○環境調査 ○交通量調査	(継続)	(継続)	○岡田山撤去の安全性確保、期間短縮 ○事業者による継続的な環境調査の実施・結果公表 ○本市による安全性の監視・確認、進捗管理等(独自の環境調査等の実施・結果発表など)
	代執行等						市による撤去 1回 ○特別管理産業廃棄物である廃石綿が不法投棄、行政検査を経て、本市で撤去した。			